

マナーからルールへ

なくそう!望まない受動喫煙

7月1日から 一部の市施設が敷地内禁煙となります

昨年7月の健康増進法の改正により、受動喫煙の防止の取組が強化されます。望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わります。

令和2年4月には、多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となります。それに先立ち、次の施設では7月1日から原則敷地内禁煙となります。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



【原則として敷地内禁煙となる市の施設】

- 東庁舎
- 西庁舎
- 小・中学校、幼稚園
- 保育園、子ども園
- 児童館
- 学童保育所
- 診療所
- 保健センター

【改正のポイント】

- ①「望まない受動喫煙」をなくすことをめざします。
- ②受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや病気の人などに特に配慮します。
- ③施設・場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を明らかにし、掲示を義務付けます。



【原則として敷地内禁煙となる民間の主な施設】

- 病院、診療所(医科・歯科)、助産所
- 薬局
- 施術所
- 介護老人保健施設
- 幼稚園、保育園、こども園

問 健康政策課〔保健センター〕

☎72・4008 FAX72・1481

7月は

「社会を明るくする運動」の 強調月間です

問 社会福祉課〔東庁舎〕 ☎71・2327 FAX72・3788

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪の無い地域社会を築こうとする全国的な運動です。

7月の強調月間には、保護司会、更生保護女性会、少年補導委員会が、市内中学校・高等学校の生徒とともに商業施設での街頭啓発に取り組んでいます。

